

令和4年12月28日

令和4年第4回定例会 文書質問
浅子けい子 議員

回答書

I、「住まい」について	
質問の要旨 ①	<p>1. 住まいがなければ生活できず、就職にもつながらない。生活する基盤が失われてしまう。この20年間実質賃金が下がり続け、年金額もカットされているもとで、多くの世帯で家賃負担は家計に重くのしかかっている。家賃の支払いに窮する人が増えるなか、悪質な取り立てや違法な契約、追い出しなど、家賃保証会社をめぐるトラブルは10年以上続いている。</p> <p>家賃保証会社は増え続け、今では賃貸借契約の約8割で利用しており、業者数は約250社。なかにはサラ金から鞍替えした業者もあると言われている。保証会社には貸金業法のような罰則規定がなく、カギを勝手に替えられ、家財道具を運び出されたなど不当な行為が野放しになっている。「住まいの貧困」は深刻である。保証会社の法規制が必要だと思うがどうか。また、障害者については親亡き後が心配されており、障害者団体からも声が上がっている公的保証人制度が必要だと思うがどうか。</p>
回答 ①	<p>債務保証会社は各社の自主ルールに基づき業務をおこなっており、各種のトラブルが発生していることは認識しております。</p> <p>このような中で、債務保証に関する法規制をおこなうことは賃借人を守る視点から必要であると考えております。</p> <p>また、公的保証人制度については、国や東京都及び他自治体の動向を注視しながら研究してまいります。</p> <p>(担当所管：建築室 住宅課、福祉部 障がい福祉課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2. この間、新型コロナの感染拡大が続き、仕事を失ったり減収したり、挙句の果てには住まいまで失う人も増えている。国は、コロナ禍のなか生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金をコロナ特例として活用、現在も「離職・廃業から2年以内の方で休業等により収入が減少し、住居を失う恐れがある方」を対象に給付している。</p> <p>国会では、わが党の質問に対し「住居確保給付金について、『住まいを喪失するおそれのある人の多さ（裾野の広さ）が顕在化した以上、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要がある』と政府が指摘」「職業訓練受講給付金との併給等について、『恒久的な対応として制度化すべきではないか』と提言」している。後藤厚労相も「全体としてそれも含めて検討したい」と答弁した。</p> <p>足立区は、わが党が繰り返し家賃補助を求めてきたのに対し、冷たい答弁に終始してきた。今回の政府の「恒久的な対応としての制度化を含めて検討」との見解を受け、改めて区の見解を伺う。また、住居確保給付金を恒久的な制度にしていくよう関係機関に意見を上げるとともに、区として家賃補助制度を創設する考えはないか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給など、コロナ禍における特例対応を恒久的に続けることについては、新型コロナ感染症と共に存していく状況において必要な事と考えております。</p> <p>また、住居確保給付金の足立区での申請件数は、平成27年の制度開始後、コロナ禍の影響を受けた令和2年度の年間1,303件をピークに、令和4年度は12月1日現在129件と年々減少しています。しかし今後の物価高騰の影響から制度を必要とする方が増える可能性もありますので、制度の存続について、国の動向を注視しつつ、国へ要請することを検討してまいります。</p> <p>家賃補助については、住居確保給付金や自立支援センター等、住居の無い方を受け入れる施設の活用や、最後のセーフティーネットである生活保護制度などで住まいの確保に努めており、家賃補助を創設する考えは現在のところございません。</p> <p>(担当所管：足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>

質問の要旨 ③	<p>3. 足立区では住まいに関して、昨年度から高齢者・障害者・ひとり親世帯・低所得者等を対象にお部屋さがしサポート事業を始めた。昨年度の実績は、窓口相談が216件、物件紹介件数が39件、物件成約件数が24件。今年の3月に開催された居住支援協議会によると要配慮者部分では65歳以上が69%、低所得者が57%で、相談理由は立ち退きが一番多く29%、ついで金銭が28%となっている。なかには「高齢者で十分な収入がないため、民間賃貸住宅の紹介ができない」という話もあると聞いた。4万・5万円台の家賃を希望するしかない方もいて、駅から遠い古い木造のアパートを紹介すると言っている。生活保護制度でも単身で家賃は53,700円となっているのに、そこに届かない家賃のアパートを選択するしかない現状は問題である。</p> <p>低所得者の住宅確保を保証するためには、申し込んでも倍率が高くてなかなか入居につながらない都営住宅の増設が、あらためて必要とは思わないか。</p>
回 答 ③	<p>特別区内における都営住宅が当区に集中しており、公営住宅の偏在解消に取り組む必要があるため、増設の考えはございません。</p> <p>(担当所管：建築室 住宅課)</p>
質問の要旨 ④	<p>4. 今回、住宅確保要配慮者の入居可能住宅の登録制度を活用し都の住宅供給公社と区が協定を締結し、計5戸の登録を実施した。児童養護施設等退所者とひとり親世帯が対象だが、戸数を増やすとともに高齢者も対象に入れるべきではないか。さらにURとも協定を結び進めるべきと思うがどうか。</p>
回 答 ④	<p>住宅確保要配慮者の専用住宅の登録に関しては、区のボトルネック課題である「貧困の連鎖」の解消を最優先に、東京都住宅供給公社と協議し取り組んでおります。</p> <p>対象者に高齢者を加えることは、公社住宅入居者のさらなる高齢化につながり、ミクストコミュニティ誘導の妨げとなることから、現在のところ高齢者を対象とする考えはございません。登録戸数の増設については、今回の応募状況を踏まえ、今後の需要を見極めながら、公社と協議してまいります。</p> <p>なお、URとの協定につきましては、他区等の動向を注視しながら、今後の取り組みを検討してまいります。</p> <p>(担当所管：建築室 住宅課)</p>

質問の要旨 ⑤	<p>5. ケアマネージャーより「担当している利用者は、独居で生活保護受給者。以前から書類をなくしたり、お金を使い果たしたり、外出先で転倒したり、病院で大暴れするという認知症の男性。前々から後見人がいなければ無理だと区の担当に言っていたが、生保なのでと動きがないまま。他の区であればとっくに区長に申し立てて後見人がつけられるのに。その後、住んでいる持ちマンションの権利が他の人になっているとの情報が入った。どうしたら後見人がつけられるのか。」という相談があった。</p> <p>1) ケアマネージャーの事業所によると、足立区は生活保護者への後見人は、ほとんど例がないと感じている。生活保護受給者でも後見人はつけられると思うがどうか。</p>
回 答 ⑤	<p>生活保護受給者であっても成年後見人をつけることは可能であり、令和4年11月末現在で区長申立審査会における件数は延60件中、生活保護受給者は15件でした。</p> <p>(担当所管：足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>
質問の要旨 ⑥	<p>2) 今回の事態は、ケアマネージャーの指摘通りに対応していかなければ防げたこと。生活保護の担当者は年に2回程度しか訪問できていないという状況で、高齢者の認知の進行など把握することは困難である。二度とこのようなことが起こらないよう問題点を明らかにするとともに、高齢者や障害者などについては、地域包括やケアマネージャー等との連携を強め、ともに支えていく仕組みを作ることが必要ではないか。</p>
回 答 ⑥	<p>生活保護受給者に対する成年後見人については、後見人の人数に限りがあることから、高齢虐待の恐れなど優先度の高い方から対応することとしておりますが、今後は、ケースワーカーに対する基準を明確にし、成年後見人が必要と思われる受給者を一元的に把握して、区の成年後見制度の担当者との連携を強化し、必要な方に必要な支援が提供できる仕組みを構築してまいります。</p> <p>また、包括支援センターとケースワーカーとの懇談会を各福祉課で今年度から開始するなど、高齢者を支援する方々とのさらなる連携強化に向けて取り組みを開始したところです。今後は、介護や障がい事業者との連携強化に向け、区が実施する多職種連携研修にケースワーカーを派遣するなど、職員育成等を進めてまいります。</p> <p>(担当所管：足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>

質問の要旨 ⑦	3) 一般の方は、家を持っていると生活保護は受けられないと誤解している方が多い。「住まいは人権」の立場で、賃貸でも持ち家でも「住まい」が基盤であり、生活保護が受けられることを広く周知する必要があると思うがどうか。
回 答 ⑦	<p>持ち家での生活保護の受給について、相談者向けの「生活保護のしおり」の「よくある質問」の中で、一定の条件のもとで受給できることを明記して、相談者に対し丁寧に説明してまいります。</p> <p>(担当所管：足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>

II、障害者施策について

質問の要旨 ①	<p>1. 障害者の日常生活用具の補助については、音声血圧計など新たな項目が増やされたが、補助金の基準額が10年以上ほとんど変わっていない項目も少なくない。親がオストメイトをしている方から、「補助金の基準額が10年以上変わらず持ち出しが増えている。今年の10月にも装具は値上げになって10枚で9,500円になってしまった。他にも装具着脱時に使う液など必要で大変である」との声が寄せられている。物価高騰のなか実態に合わせて補助金の基準額の増額が必要と思うがどうか。</p>
回答 ①	<p>日常生活用具の基準額につきましては、全種目について定期的に他区の状況や市場価格等をリサーチし、状況を把握・比較して検討しています。</p> <p>今のところストーマ装具の基準額をすぐに増額する予定はありませんが、今後も他区の状況等を確認し、基準額の見直しを検討していきます。</p> <p>(担当所管：福祉部 障がい福祉課)</p>
質問の要旨 ②	<p>2. 千住地域には肢体不自由児者の通所施設がない。ぜひつくってほしいがどうか。</p>
回答 ②	<p>千住地区の障がい福祉施設につきましては、区としてもその必要性を認識しております、障がい施設整備指針にも位置付けております。</p> <p>しかし、整備用地の候補が見つかっておらず、建設の目途がたっていない状況でございます。</p> <p>引き続き、用地の確保に取り組んでまいります。</p> <p>(担当所管：福祉部 障がい福祉課)</p>